

敦賀市生活安定資金応急対策融資のご案内

敦賀市産業経済部商工貿易振興課

敦賀市では、就業者の方の生活安定向上を図るため、低利な融資制度を設けています。

1. 融資を受けることができる方

- ① 市内に1年以上住所を有する就業者
- ② 継続的収入のある方

上記いずれにもあてはまる、融資金の償還能力を有する方が対象となります。

2. 融資の条件

R6年7月11日現在

資金用途	健康で文化的な生活を営むための資金(但し、事業資金は除く)
融資限度額	150万円以内
融資期間	5年以内
融資利率	1. 80% (融資期間3年以内) 2. 10% (融資期間3年超5年以内) 注1) 福井県の定める勤労者ライフプラン資金貸付金制度の貸付利率による 注2) しんきん保証基金の保証を付する場合、上記金利に保証料率を上乗せする
連帯保証人	次のいずれかの保証が必要です。 ・一般社団法人しんきん保証基金の保証 ・保証人1人以上
申込方法	敦賀信用金庫への申込となります。 所定の申込書に必要事項を記入の上、下記の書類をご用意ください。 ①源泉徴収票または所得証明書(本人及び連帯保証人各1通) ②住民票(本人及び連帯保証人各1通)

<注意事項>

- 1) 事前に敦賀信用金庫による審査がありますので、ご希望に副えない場合がございます。
- 2) 融資申込書は敦賀信用金庫各店にございます。
- 3) 申込人の住所を営業区域とする本、支店で取り扱います。

詳しくは敦賀信用金庫各店、または敦賀市役所商工貿易振興課(TEL:0770-22-8122)までお問合せください。